

○真鶴町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成10年3月12日告示第3号

改正

平成18年6月5日告示第20号
平成19年3月26日告示第26号
平成19年5月21日告示第42号
平成21年3月30日告示第19号
平成27年12月8日告示第32号
平成31年4月1日告示第10号
令和2年3月31日告示第15号

真鶴町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真鶴町補助金の交付等に関する規則（令和2年真鶴町規則第2号）に規定するもののほか、合併処理浄化槽の設置者に対し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、町民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け厚生省通知衛浄第34号）に適合するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域は、真鶴町公共下水道事業において定める全体計画の区域以外の地域とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、災害に伴い必要となった家屋の建替え、新築に伴う合併処理浄化槽設置、故障した合併処理浄化槽の更新又は改築をする者はこの限りではない。

- (1) 既存の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽を設置する者。ただし、他市区町村からの転居に伴う家屋の新築をする者はこの限りではない。
- (2) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けた者
- (3) 合併処理浄化槽を適正に維持管理できる者
- (4) 専ら自己の居住の用に供する建物に合併処理浄化槽（5人槽から10人槽までとする。）を設置（転換を含む。）する者
- (5) 販売又は賃貸の目的で建物を建築する者以外の者

(6) 土地又は住居を借りている者は、合併処理浄化槽の設置について、賃貸人の承諾を得ることができている者

(7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う合併処理浄化槽を設置する者以外の者

（補助金額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、人槽区分に応じ、次の表に定める額を限度とする。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金の交付限度額	332,000円	414,000円	548,000円

2 既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換するときは、前項に規定する限度額に次の各号に掲げる額を限度とし、加算するものとする。ただし、住宅の新築、増築又は改築に伴い転換するときは、この限りではない。

(1) 宅内配管費（合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、排水ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管（蒸発拡散装置を含む。）の設置及び既設配管の撤去）において300,000円を限度とした額

(2) 既存の単独処理浄化槽の撤去工事費において90,000円を限度とした額（既存の単独処理浄化槽の全撤去をした場合であり、同一敷地内に合併処理浄化槽が設置された場合に限る。）

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は工事着工前に、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 合併処理浄化槽の構造図

(3) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票

(4) 合併処理浄化槽設置場所の案内図

(5) 建築平面図及び配置配管図

(6) 土地又は住居を借りている者は、賃貸人の承諾書

(7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定したものに対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後、申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（第4号様式）を町長

に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し又は浄化槽を適正に維持管理できることを証明する書類
 - (2) 浄化槽法定検査(第7条検査及び第11条検査)の検査手数料受領書の写し等の検査依頼をしたことを証する書面
 - (3) 浄化槽設備士が確認し、証明したチェックリスト
 - (4) 施工状況のわかる写真(施行前・施行中・施工後)
 - (5) 合併処理浄化槽設置に係る施工業者等からの請求書又は領収書の写し(本体設置、撤去、付帯工事等の内訳が分かる見積書等を添付)
 - (6) 住民票の謄本
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該設置工事について完成検査を行うとともに、内容を審査して、その適否を決定し補助金交付額確定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による交付額の確定後、補助対象者からの補助金交付請求書(第7号様式)に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定(確定)取消通知書(第8号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは補助対象者に対し、補助金還付命令書(第9号様式)により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

第15条 町長は、補助対象となった合併処理浄化槽について、設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から報告を求めることができる。

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。